平成２７年（フ）第２８５号
群馬県前橋市富士見町時沢2232番地２　サンハイツＢ　202号
債務者　星野　隆廣
1　決定年月日時　平成27年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１３５号
群馬県太田市東新町636番地３　エスパシオ301号
債務者　瀧本　周司（旧姓草野）
1　決定年月日時　平成27年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第６４１号
千葉市花見川区畑町552番地　サンライズヒルＡ棟101号
債務者　西村　高次
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７８３号
千葉県船橋市松が丘１丁目29番14号
債務者　佐藤すみえ
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７８９号
千葉市美浜区幸町２丁目18番１棟408号
債務者　關　真由美
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７９６号
千葉県船橋市北本町２丁目46番16号　イル・パラッツオ塚田Ｂ―101号
債務者　茂木梨絵子（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７９７号
千葉市花見川区畑町1771番地　ハイツハタ103号
債務者　伊藤　明美
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８０４号
千葉県船橋市栄町１丁目29番21号　Ｓｅｂｏ　Ｓｅｂｏ船橋Ａ棟203号
債務者　古髙佐知子
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８１５号
千葉県船橋市高根台２丁目３番15棟101号
債務者　岩館　　学
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８２１号
千葉県船橋市高根台５丁目１番260棟101号
債務者　三宅　直子（旧姓倉形）
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８２７号
千葉市稲毛区黒砂１丁目19番８号　ふじコーポ７号
債務者　礒野　一文
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８３１号
千葉県船橋市田喜野井２丁目26番３号
債務者　庄司　哲夫
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８３４号
千葉県市川市東菅野２丁目13番14―201号（グリーンターフ東菅野）
債務者　田淵有希子
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８３７号
千葉市稲毛区園生町751番地４　ダイアパレス稲毛緑園都市Ａ棟320号
債務者　元田絵里香（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８３９号
千葉県船橋市大穴南２丁目30番14号
債務者　天野　節子
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５３４号
兵庫県尼崎市東園田町２丁目121番地の２　ボンシックコロニーⅠ　602号
債務者　総合商事藤岡こと　藤岡　　裕
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５７１号
兵庫県尼崎市大庄川田町73番地の６　ジークレフ浜田東815号
債務者　濱﨑　慶恵（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係